

令和5年1月1日現在

傷病手当金についての質問と回答

問1 対象になるのはどのような人ですか。

答 以下1から4の全ての項目に該当する方が対象です。

- 1 杉並区国民健康保険に加入されている方
- 2 給与等の支払いを受けている方
- 3 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり
感染が疑われたときにその療養のため労務に服することができなかつた方
- 4 療養のため労務に服することができなかつた期間について
給与等の全部または一部を受けることができなかった方

問2 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときとはどのような場合ですか。

答 風邪の症状や発熱が4日以上続いている場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合です。結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかつた場合も含みます。

（「濃厚接触者」というだけでは感染が疑われる場合とはなりません。）

問3 支給対象となる日はどのような日ですか。

答 令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間で、問1の対象となる方が、療養のため労務に服せなかつた日が対象となります。労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日以降の、労務に服せなかつた日が対象となります。

問4 給与等とは具体的にどのような収入でしょうか。

答 所得税法第28条1項に該当する給与等です。具体的には使用者から支払われる、賃金、給与です。ただし、賞与（健康保険法第3条6項に規定する賞与。）は含まれません。

問5 フリーランスは対象にならないのでしょうか。

答 自営業の方や個人で事業を行う方は、給与等の支払いを受けていないため、対象になりません。

（法人として事業を行う場合で、法人の事業主が給与等を受けている場合は対象となる場合があります。）

問6 新型コロナウイルス感染症による後遺症は支給対象になるのでしょうか。

答 支給対象になりません。

問7 支給額はどのように計算するのでしょうか。

答 直近の継続した3カ月間の給与収入を基に1日当たりの支給額を計算し、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から、労務に服せなかった日数分支給を行います。

1日当たりの支給額(直近の継続した3カ月間の給与収入合計額/その間の就労日数×2/3)

支給額(1日当たりの支給額×労務に服せなかった日数)

問8 申請をするにはどのようにしたらよいのでしょうか。

答 国保給付係へお電話でお問い合わせください。申請方法をご案内させていただき、申請書等を郵送させていただきます。必要事項をご記入のうえ郵送で国保給付係までお送りください。

(申請書はホームページからダウンロードすることもできます。)

問9 事業主や医療機関に記載をしてもらった書類もあるのでしょうか。

答 事業主記入用の申請書、医療機関記入用の申請書があります。医療機関記入用は医療機関に受診していない方は不要です。

問10 申請書以外の提出書類はありますか。

答 給与等の支払いが確認できる書類(給与明細の写し、給与の支払いの確認できる通帳の写し)、誓約書兼同意書を提出いただきます。

●申請手続きに関するご相談やお問い合わせは、お電話でお願いします。

問い合わせ先

杉並区保健福祉部国保年金課国保給付係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電話03-3312-2111(代表) 03-5307-0328(直通)